

正 誤

ページ段 行 誤 正

令和四年十一月三十日（号外第二百五十五号）
 金融庁告示第八十一号（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件）

（印刷誤り）

九六	一八	ES _{st}	ES _{st}
〃	終りから	} LGD _{st}	} LGD _{st}
〃	一五		
〃	一八	ES _{st}	ES _{st}
〃	終りから	} LGD _{st}	} LGD _{st}
〃	一七		
〃	改正前欄	ES _{st}	ES _{st}
〃	一六	ES _{st}	ES _{st}
〃	〃	ES _{st}	ES _{st}
〃	改正後欄	ES _{st}	ES _{st}
〃	終りから	ES _{st}	ES _{st}
〃	一四	ES _{st}	ES _{st}
〃	改正前欄	ES _{st}	ES _{st}
〃	一〇	ES _{st}	ES _{st}

同日（同号外）金融庁告示第八十二号（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件）

（印刷誤り）

一一二	終りから	ES _{st}	ES _{st}
〃	一	} LGD _{st}	} LGD _{st}
〃	五		
〃	四	ES _{st}	ES _{st}
〃	〃	ES _{st}	ES _{st}
〃	一	ES _{st}	ES _{st}
〃	七	ES _{st}	ES _{st}
〃	〃	ES _{st}	ES _{st}